

令和4年10月25日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条
第2項の規定による指定旧供給地点の指定の解除につ
いて

近畿経済産業局長から、別紙2の事業者及び供給地点群についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定の解除に関する、改正法附則第36条第1項第5号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定の解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略
20220920近畿第28号
令和4年10月25日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について (回答)

令和4年9月20日付け20220913近畿第10号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の指定解除について、指定解除することに異存はありません。

(別紙2)

指定の解除事業者数：4事業者

指定旧供給地点群数：21地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
伊丹産業株式会社 (法人番号：5140001077993)	青葉台
坂本油化株式会社 (法人番号：5120001051760)	北大阪団地
株式会社西井商店 (法人番号：7150001001819)	五月ヶ丘荘園
株式会社エネアーク関西 (法人番号：5120001118733)	市開発公社蔵の町団地
	未来ヶ丘
	みずべの里
	大阪府立金剛コロニー
	倉垣みずき坂住宅
	緑ヶ丘団地
	揖保川グリーンハイツ
	江鮎団地
	桜ヶ丘団地
	香寺青葉台住宅団地
	積水ハウス太子ニュータウン
	東邦商事横山台団地
	ガーデンハウス天理長柄
	県営庵治団地
	菖蒲ヶ丘団地
海南鋼管大谷団地	
住友中迫団地	
住友水栖団地	